

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百四十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表に次のように加える。

	第7部	追	補	(3)			
品	内	名	用	薬	規 格	単 位	薬 価
							円
(あ)							
アジルバ錠10mg						10mg 1 錠	93.60
(え)							
エネーゴ配合経腸用液						10mL	7.10
(さ)							
サレドカプセル25						25mg 1 カプセル	4,757.60

(し)

ジェイゾロフト錠100mg 100mg 1 錠 305.40

(せ)

㊦ セチリジン塩酸塩錠10「BMD」 10mg 1 錠 46.20

(た)

タケルダ配合錠 1 錠 89.30

(ふ)

フルコナゾールカプセル50mg「サンド」 50mg 1 カプセル 382.90

フルコナゾールカプセル100mg「サンド」 100mg 1 カプセル 498.60

(め)

㊦ メトトレキサートカプセル2mg「サンド」 2mg 1 カプセル 185.10

メモリーOD錠5mg 5mg 1 錠 137.70

メモリーOD錠10mg 10mg 1 錠 246.00

メモリーOD錠20mg 20mg 1 錠 439.70

(ら)

ラコールNF配合経腸用半固形剤 10g 8.40

品	注 射	規 格	単 位	薬 価 円
(あ)				
アボネックス筋注30 μ gペン		30 μ g0.5mL	1 キット	39,266
(る)				
ルセンティス硝子体内注射用キット10mg/mL		0.5mg0.05mL	1 筒	181,270
(れ)				
レボホリナートカルシウム点滴静注用25mg「サンド」			25mg 1 瓶	1,020
レボホリナートカルシウム点滴静注用100mg「サンド」			100mg 1 瓶	3,322
レボホリナートカルシウム点滴静注用125mg「サンド」			125mg 1 瓶	5,332
品	外 用	規 格	単 位	薬 価 円
(ら)				
ラタノプロスト点眼液0.005%「サンド」		0.005%	1 mL	482.90